

# 共同研究規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会（以下、「甲」という）と他の事業体（以下、「乙」という）とが共同で技術の研究・開発を行う場合について規定する。

(会の目的との照合及び研究実施の承認)

第2条 甲が乙と共同研究を行おうとする場合は、甲の目的（最終処分システムの研究及び普及啓発に関する事業を行い、地域環境の保全、国民生活の向上に寄与）に照らし合わせ、ふさわしいテーマであることを起案者が確認し、その内容の概要書及び共同研究契約書案を作成して研究展開委員長に提出し、研究展開委員長は理事会の承認を得るものとする。

(業務の実施)

第3条 甲及び乙の共同研究についての業務分担は、甲乙協議の上決定する。

2. 甲の分担する共同研究の業務は、原則として会員の公募によって集められたメンバーによって行うものとするが、研究の目的などを勘案し、研究展開委員会で調整し、理事会に諮る。

3. 甲の分担する共同研究の業務は、上記2項に基づき選定されたメンバーの中から互選された幹事を代表として実施する。

(費用の分担)

第4条 共同研究に要する費用は、原則として、甲乙協議の上決定する。

(研究の期間)

第5条 共同研究の期間は、原則として、甲の会計年度の1年とする。ただし、期間延長の場合は、理事会で審議して決めるものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、当該共同研究に必要な情報を互いに開示することを求めることができる。必要により、甲及び乙の間で秘密保持義務の契約か覚書きを締結しておく。

2. 甲及び乙は、互いに開示を受けた情報については、当該共同研究のみに使用し、他の目的に使用してはならない。

(第三者との共同研究)

第7条 甲及び乙は、書面による同意なくして、当該共同研究テーマについて第三者と共同研究を行い、又は第三者に委託してはならない。

(成果の帰属等)

第8条 甲及び乙が、共同研究を行った結果又はその過程で得られた技術上の成果（工業所有権を含む）は原則として共有する。ただし、それぞれが技術情報及び技術協力のいずれにもよることなく取得した成果であることを確認したものについてはこの限りでない。

2. 甲及び乙は、前項の規定により共有となる工業所有権の出願に際し、甲の理事会の審議を得た後、出願の可否について検討協議の上、持ち分及び維持管理等について定めるため、別途の共同出願契約を締結する。ただし、前項ただし書きの場合の出願か

ら維持に要する費用は当該工業所有権の帰属者の負担とする。

3. 前項ただし書きにより共有とならなかった工業所有権に関して、一方が実施権の許諾を申し出た場合は、これに同意するものとする。

(既存特許権の取り扱い)

第9条 甲及び乙は、本共同研究契約以前に当該共同研究テーマに関連する特許権(出願中を含む)を取得していた場合において、当該既存特許を使用しなければ当該共同研究を実施できないときは、その特許権の所有者から実施許諾を受ける。

(進捗報告及び成果の確認)

第10条 共同研究の進捗状況等の主要な事項は、必要に応じて幹事が理事会に報告し、その意見を求めるものとする。

2. 共同研究によって得られた成果は、研究展開委員会において確認した上で最終成果とする。研究展開委員長は、必要に応じ理事会に確認を求める。

(成果の発表)

第11条 甲及び乙が、共同研究に係る成果を外部に発表しようとする場合は、その内容、時期、方法等について、事前の書面による同意を得るものとする。

2. 甲が、共同研究に係る成果を外部に発表する場合は、事前に研究展開委員会の承認を得るものとする。研究展開委員長は、必要に応じ理事会に確認を求める。

(秘密の保持義務)

第12条 甲及び乙は、第5条(情報の交換)及び第9条(進捗報告及び成果の確認)の規定により、開示を受けた技術情報並びに共同研究の遂行に関連して知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、甲及び乙は、共同研究の成果について、書面による事前の同意を得ない限り、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号の一つに該当するものはこの限りでない。

- 1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるか、自ら所有しており、これを証明できるもの。
- 2) 相手方から知得した後、自己の責に帰さない理由により、公知となったもの。
- 3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに入手したものと同一であるもの。

(成果の実施)

第13条 甲及び乙は、本成果及び本工業所有権の実施については、無償の実施権を許諾するものとする。第三者については別途協議の上、有償又は無償で許諾する。

2. 第三者への実施権許諾の条件等は甲及び乙が協議して決定する。

(有効期間)

第14条 当該共同研究に係る契約の有効期間は、第4条(研究の期間)に定める期間と同一とする。

2. 前項の規定に拘わらず、第7条(成果の帰属等)、第10条(成果の発表)、第11条(秘密の保持義務)及び第12条(成果の実施)の定めは、当該共同研究に係る契約有効期間満了後3年間その効力を有する。

(契約の解除)

第15条 次の各号の一つに該当するときは、相手側に催告を行い、催告後30日以内にそ

の事態が是正されない場合は、当該共同研究に係る契約を解除できる。

- 1) 正当な理由なく本研究の分担業務の実施を怠ったとき。
- 2) 本契約の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき。
- 3) その他契約内容に違反したとき。

2. 前項各号に定める場合のほか、いずれかの責めにも帰さない理由により、本契約を継続しがたい特別の事情が生じた場合には、協議の上、当該共同研究契約を解除することができる。

(協議事項)

第 16 条 当該共同研究契約に定めなき事項（労働災害等）又は当該共同研究契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙誠意をもって協議の上、これを解決する。

(改廃)

第 17 条 本規則の改廃は、研究展開委員会が起案し、理事会議決による。

改訂履歴

平成 15 年 4 月 10 日制定

平成 28 年 8 月 3 日改定

令和 2 年 4 月 17 日改定

2021 年 9 月 16 日改定

## 共同研究契約書（案）

特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会（以下、「甲」という）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という）は、共同で研究・開発を行うことに合意したので、以下の事項について契約を締結する。

（共同研究の内容）

第1条 {具体的内容を記入}。

（業務の実施）

第2条 甲及び乙の共同研究についての業務分担は、原則として、次のとおりとする。

1) 甲の業務：{具体的内容を記入}

2) 乙の業務：{具体的内容を記入}

2. 上記の変更及び記載にない事項については、甲及び乙協議の上、決定する。

（費用の分担）

第3条 共同研究に要する費用は、原則として、前条に定める業務内容に応じて甲及び乙が相応の負担を行う。ただし、乙の業務に対して甲が技術的に指導を行う場合等、乙が負担することを妨げるものではない。

（研究の期間）

第4条 共同研究の期間は、原則として、甲の会計年度の1年とする。ただし、期間延長又は期間短縮場合は、甲及び乙協議の上、別途覚書きを締結する。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、共同期間中、各自が保有し、共同研究に必要な情報を相互に開示する。ただし、甲及び乙がそれぞれの立場で秘密保持義務を負っているものはこの限りでない。

2. 甲及び乙が、前項により、それぞれから開示を受けた情報については、本研究のみに使用し、それぞれの書面による同意を得ない限り、他の目的に使用してはならない。

（第三者との共同研究）

第6条 甲及び乙は、それぞれの書面による同意なくして、本テーマについて第三者と共同研究を行ったり、第三者に委託したりしてはならない。

（成果の帰属等）

第7条 本成果とは、甲及び乙が、共同研究を行った結果又はその過程で得られた技術上の成果をいう。

2. 本工業所有権とは、本成果に基づく工業所有権を受ける権利及びその権利に基づく工業所有権をいう。

3. 甲及び乙は、本成果及び本工業所有権を原則として共有する。ただし、それぞれが技術情報及び技術協力のいずれにもよることなく取得した成果であることをそれぞれが確認したものはこの限りでない。

4. 甲及び乙は、前項の規定により共有となる工業所有権の出願に際し、出願の可否について検討協議の上、持ち分及び維持管理等について定めるため、別途の共同出願契

約を締結する。ただし、前項ただし書きの場合の出願から維持に要する費用は当該工業所有権の帰属者の負担とする。

5. 甲及び乙は、前項ただし書きにより共有とならなかった工業所有権に関して、一方が実施権の許諾を申し出た場合は、これに同意するものとし、その条件等は甲及び乙が協議するものとする。

(既存特許権の取り扱い)

第8条 甲及び乙は、本共同研究契約以前に本共同研究テーマに関連する特許権（出願中を含む）を取得していた場合において、当該既存特許を使用しなければ本研究を実施できないときは、その特許権の所有者から実施許諾を受ける。ただし、その条件等は、甲及び乙協議して決めるものとする。

(進捗報告及び成果の確認)

第9条 甲及び乙は、本契約の有効期間中、適時、連絡会等を開催し、本研究の進捗状況及び成果等を相互に報告し合う。

(成果の発表)

第10条 甲及び乙が、本成果を外部に発表しようとする場合は、その内容、時期、方法等について、事前の書面による同意を得るものとする。

(秘密の保持義務)

第11条 甲及び乙は、第5条(情報の交換)及び第9条(進捗報告及び成果の確認)の規定により、開示を受けた技術情報並びに本研究の遂行に関連して知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、甲及び乙は、本成果について、書面による事前の同意を得ない限り、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に号の一つに該当するものはこの限りでない。

- 1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるか、自ら所有しており、これを証明できるもの。
- 2) 相手方から知得した後、自己の責に帰さない理由により、公知となったもの。
- 3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに入手したものと同一であるもの。

(成果の実施)

第12条 甲及び乙は、本成果及び本工業所有権の実施については、甲及び乙が別途協議の上、自ら無償で実施又は第三者に有償又は無償で実施することを許諾する。

2. 第三者への実施権許諾の条件等は甲及び乙が協議して決定する。

(有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、第4条(研究の期間)に定める期間と同一とする。

2. 前項の規定に拘わらず、第7条(成果の帰属等)、第10条(成果の発表)、第11条(秘密の保持義務)及び第12条(成果の実施)の定めは本契約有効期間満了後3年間その効力を有する。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、次の各号の一つに該当するときは、相手側に催告を行い、催告後30日以内にその事態が是正されない場合は、本契約を解除できる。

